

消防設備等運用基準

八代広域行政事務組合 消防用設備等の運用基準

第1章 総則

目 次

第1章 総 則

- 第1 目的
- 第2 運用上の留意事項
- 第3 用語

第2章 運 用 基 準

第1節 総 論

- 第1 令別表第一の取扱い
- 第2 収容人員の算定
- 第3 消防用設備等の設置単位
- 第4 階及び床面積の取扱い
- 第5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱い
- 第6 既存防火対象物の適用除外及び用途変更の特例
- 第7 仮使用する防火対象物の取扱い
- 第8 仮設建築物の消防用設備等の取扱い
- 第9 令第8条に規定する区画等の取扱い

第2節 消 火 設 備

- 第1 消火器具
- 第2 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置等の取扱い
- 第3 2以上の防火対象物に兼用する消火設備の取扱い
- 第4 屋内消火栓設備
- 第5 スプリンクラー設備
- 第6 水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物の取扱い
- 第7 泡消火設備等で移動式とすることができる場所の取扱い
- 第8 水噴霧消火設備
- 第9 泡消火設備
- 第10 不活性ガス消火設備
- 第11 ハロゲン化物消火設備
- 第12 粉末消火設備
- 第13 屋外消火栓設備
- 第14 動力消防ポンプ設備
- 第15 パッケージ型消火設備
- 第16 パッケージ型自動消火設備

第1章 総則

第3節 警 報 設 備

- 第1 自動火災報知設備
- 第2 ガス漏れ火災警報設備
- 第3 漏電火災警報器
- 第4 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第5 非常警報設備

第4節 避 難 設 備

- 第1 避難器具
- 第2 誘導灯及び誘導標識

第5節 消 防 用 水・消 火 活 動 上 必 要 な 施 設

- 第1 消防用水
- 第2 排煙設備
- 第3 連結散水設備
- 第4 連結送水管
- 第5 非常コンセント設備
- 第6 無線通信補助設備

第6節 そ の 他

- 第1 非常電源
- 第2 特定共同住宅等の取扱い
- 第3 特例共同住宅の一部を住戸利用施設として利用する場合の取扱い

第3章 事 務

着工届、設置届出等の添付図書等

第1章 総則

第1章 総 則

第1 目的

この基準は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導基準を明確にし、審査事務等の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 運用上の留意事項

- 1 本運用基準は、法令基準のほか、行政指導事項を定めたものであり、指導基準については、防火対象物の関係者、設計者及び施工者等に十分説明を行い、協力を得て実現すること。
- 2 消防用設備等に関する各種技術開発を踏まえて、これらの消防用設備等の機能、特性等を十分把握するよう努め、実態にあった指導をすること。
- 3 消防用設備等は、個々の目的だけではなく、相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 4 消防用設備等のうち、自主設置及び消防法令以外の法令に基づき設置するものについても、原則として本運用基準を適用し指導すること。

※ この基準は、熊本県消防長会消防設備等指導指針を基に八代広域行政事務組合独自の基準を併せて作成したものである。

第1章 総則

第3 用語

1 用語

本運用基準に用いる法令等の略称は、次のとおりとする。

- | | | | |
|------|-------------|---|---|
| (1) | 法 | : | 消防法 |
| (2) | 令 | : | 消防法施行令 |
| (3) | 規 則 | : | 消防法施行規則 |
| (4) | 条 例 | : | 八代広域行政事務組合火災予防条例 |
| (5) | 建 基 法 | : | 建築基準法 |
| (6) | 建 基 令 | : | 建築基準法施行令 |
| (7) | 電 設 基 準 | : | 電気設備に関する基準を定める省令 |
| (8) | J I S | : | 産業標準化法第20条第1項の規定による日本産業規格 |
| (9) | 安 全 セ ン タ ー | : | 財団法人日本消防設備安全センター |
| (10) | 耐 火 構 造 | : | 建築基準法第2条第7号に規定するもの |
| (11) | 準 耐 火 構 造 | : | 建築基準法第2条第7号の2に規定するもの |
| (12) | 防 火 構 造 | : | 建築基準法第2条第8号に規定するもの |
| (13) | 不 燃 材 料 | : | 建築基準法第2条第9号に規定するもの |
| (14) | 準 不 燃 材 料 | : | 建築基準法施行令第1条第5号に規定するもの |
| (15) | 難 燃 材 料 | : | 建築基準法施行令第1条第6号に規定するもの |
| (16) | 防 火 設 備 | : | 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの |
| (17) | 特 定 防 火 設 備 | : | 建築基準法施行令第112条第1項に規定するもの |
| (18) | 防 火 戸 | : | 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの |
| (19) | 認 定 評 価 品 | : | 規則第31条の4の規定に基づき登録認定機関により認定評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等 |
| (20) | 品 質 評 価 品 | : | 日本消防検定協会が行う品質評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等（「消防法の一部を改正する法律」（平成24年法律第38号）の施行日以前に当該改正前の法第21条の36の規定による鑑定試験に合格したものを含む。） |
| (21) | 評 定 品 | : | 財団法人日本消防設備安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等 |
| (22) | 特定防火対象物 | : | 令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物 |
| (23) | 非特定防火対象物 | : | 特定防火対象物以外の令別表第一に掲げる防火対象物 |

第1章 総則

(24) 令 8 区 画 : 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の
区画

(25) 無 窓 階 : 令第10条第1項第5号に規定する避難上又は消火活動
上有効な開口部を有しない階

2 凡例

本運用基準の各文末尾の記号は、次のとおりとする。

- (1) 無 印 : 法令基準（法令解釈等）
- (2) ☆ : 法令基準 + 指導基準
- (3) ◇ : 指導基準（法令に定めのない事項に関する行政指導）
- (4) ◆ : 指導基準（八代広域行政事務組合独自のもの）

第4 改正経過及び適用

1 改正経過

- (1) 令和7年1月10日 策定

「八代広域行政事務組合消防設備等の運用基準について（通知）」（令和7年八消
予第848号） 施行日 令和7年3月1日

2 運用基準の適用

施行日以前の運用取扱いによって規制している既存防火対象物については、本運用
基準にかかわらず、なお従前の取扱いによるものとする。なお、この場合においても
本運用基準を適用できる場合にあつては、当該適用を妨げないものとする。